

1 服装について

服装は、常に清潔、端正、質素を旨として、高校生にふさわしい容儀を保ち、次の事項を守る。

(1) 本校規定の制服を着用する。

(2) 本校の制服は、次のとおりとする。

制服仕様 (男子)

上衣	<型>ブレザー、シングル2つ釦(袖口見せかけ2つ釦)ステッチ7mmハリ付ポケット、袖口明みせグ ローイング、センターベント <素材>ニッケ 352、パラシア、色T紺、ウール40%、テトロン60%
スラックス	<型>ウエスマン付ワンタッチ、裾シングル <素材>ニッケ 084、色グレー、ウール30%、テトロン70% <夏物>ニッケ 053 グレー、ウール30%・テトロン70%、トロピカル
ベスト	<型>ニッケベストV字えり、左胸校章マーク入り、紺色
セーター	<型>ニットセーターV字えり、左胸校章マーク入り、紺色
シャツ	ワイシャツ・レギュラー、白色 (夏) 冬シャツに同じ。または、半袖ワイシャツ・レギュラー、白色
ネクタイ	スクール・タイ男子用、明えんじ色

(女子)

上衣	<型>ブレザー、テラーカラーS前、ノッチラベル、シングル2つ釦(袖口見せかけ2つ釦)左胸、 両腰バッチポケット・センターベント <素材>ニッケ 352、パラシア、色T紺、ウール40%、テトロン60%
スカート	<型>ベルトスカート、ひだ16本 <素材>ニッケ 084、色グレー、ウール30%・テトロン70% <夏物>ニッケ 053 グレー、ウール30%・テトロン70%、トロピカル
スラックス	<型>ノータックF型スラックス、裾シングル <素材>ニッケ 084、色グレー、ウール30%・テトロン70%、トロピカル
ベスト	<型>ニッケベストV字えり、左胸校章マーク入り、紺色
セーター	<型>ニットセーターV字えり、左胸校章マーク入り、紺色
シャツ	ワイシャツ・レギュラー、白色 (夏) 冬シャツに同じ。または、半袖ワイシャツ・レギュラー、白色
ネクタイ	スクール・タイ男子用、明えんじ色

	冬 服		夏 服
	男 子	女 子	男子・女子
上 衣	ブレザー型、色及び布地は指定するもので、仕様は別図による。	左欄と同じで、女子用とする。	着用しない
スラックス	ワンタック・ストレート型。裾口はシングル、色及び布地は指定するもので、マーク入りとする。	ノータック・ストレート型、裾口はシングル、マーク入りとする。色及び布地は指定するもので、着用は自由とする。	夏用布地で、他は冬服ズボンに同じ(男子のみ)。
スカート		ベルトスカート16本ひだ。色及び布地は指定するもので、仕様は別図による。	夏用布地で、他は冬用スカートに同じ(女子のみ)。
シャツ	襟はレギュラー、白色の男子用Yシャツとする。	左欄と同じで、女子用とする。	冬服シャツ、または半袖Yシャツ、襟はレギュラー、色は白色とする。

ベスト	ニットの指定する型で、校章のマーク入りとする。着用は自由とする。	男子と同じ。	夏用ベストの着用は、冬服ベストと同じく自由とする。
セーター	ニットの指定する型で、エンジ色のマーク入りとする。着用は自由とする。	男子と同じ。	
ネクタイ	指定する型で、えんじ色の男子用ネクタイとする。着用は儀式、行事等の日を除いて自由とする。	左欄と同じで、女子用とする。	着用は儀式、行事等の日を除いて自由とする。

(3) 冬服と夏服の着用期間は、次のとおりとする。

ア 冬服 10月1日から翌年5月31日まで

イ 夏服 6月1日から9月30日まで

ただし、移行日前1週間、後1週間は、移行期間とする。

(4) 冬服着用期間は、本校規定のバッジを上衣の左襟につける。

(5) コート、ジャンパー類は、必ずブレザーの上に着用する。

(6) セーターを着用する場合は、紺色・黒色・チャコールグレー色で襟型はVとする。

(7) マフラーを着用する場合は、派手なものでなく、長さも標準的なものを着用する。

(8) ソックスは、白・紺・グレー・黒の単色のいずれかとし、女子のストッキングは、黒・紺・肌色とする。

(9) 頭髮は、高校生らしくて、いつも清潔にし、他人に不快感を与えないようにする。パーマ・カール・脱色・脱色・染色・男子の長髪等は、禁止する。

(10) 靴は、短靴または運動靴を着用する。ただし、校舎内上履きと体育履きは、本校規定のものを着用する。

2 アルバイトについて

アルバイトは許可しない。ただし、家庭の事情により、生活費又は学費の一部にする目的で実施する場合は、保護者が直接来校して学級担任に申し出て、所定の願を提出し許可を受ける。

なお、この場合でも、次の各項に該当するアルバイトは許可しない。

ア 宿泊(住込)・夜間勤務のもの

イ 風俗営業及びこれに準ずるもの

ウ 危険を伴うもの

エ 勤務が1日8時間を超えるもの

オ 労働基準法・児童福祉法に反するもの

3 旅行・登山・キャンプ等に参加する場合について(家族旅行を除く)

保護者の許可を得た後、学級担任に申し出て所定の願を提出し許可を受ける。この場合次の条件を満たすこと。

ア 詳細な計画書を提出する。

イ 期間は、原則として4泊5日以内とする。ただし、「海外旅行等」の場合は、下記の「オ」による。

ウ 個人の旅行を除き、責任者(成人で責任のとれる人)の同行を原則とする。

エ 生活行動に十分注意し、事故防止に万全を期す。

オ 海外旅行・研修の場合は、次のとおりとする。

(ア) 原則として長期休業日中とする。

(イ) 「旅行許可願」「旅行日程表」及び「保護者の趣意書」を提出する。

4 原動機付自転車(バイク)の免許証取得について

免許証の取得は禁止する。ただし、交通等の事情により免許証を取得するにあたっては、次のとおりとする。

免許証の取得は、第2学年よりとし、保護者の申し出により取得承認願を提出し、許可を受ける。免許取得にあたっては、休業日を当て、このために学校を欠席・遅刻・早退はしない。なお、取得後、直ちに免許証取得届を学校に提出する。ただし、バイクによる通学は禁止する。

5 普通自動車の免許証取得について

卒業学年の1月末日まで禁止する。免許証の取得は、保護者の申し出により車の免許証取得承認願を提出し、許可を受ける。免許取得にあたっては、休業日を当て、このために学校を欠席・遅刻・早退はしない。なお、取得後直ちに普通自動車運転免許証取得届を学校に提出する。ただし、免許証取得後も在学中は運転を禁止する。